

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 3年 7月28日	第112号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市プール条例の一部を改正する条例 (ス市・スポーツ施設室) (第44号)	4
○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第45号)	5
○ 名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例 (教育・総務課) (第46号)	8
規 則	
○ 名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第76号)	9
告 示	
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課) (第375号)	10
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について (健福・高齢福祉課) (第376号)	16
公 告	
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別 措置法に基づく公告 (環境・廃棄物指導課)	17

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市プール条例の一部を改正する条例（第44号）
 - 1 改正内容
名古屋市名城プールを廃止します。（第 1条及び第 3条関係）
 - 2 施行期日
令和 3年10月 1日から施行します。

 - 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第45号）
 - 1 改正内容
 - (1) 千音寺地区計画及び緑笹塚地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第 1関係）
 - (2) 千音寺地区計画及び緑笹塚地区計画の決定に伴い、規定の整備を行います。（別表第 2関係）
 - (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 8条の 6関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

 - 名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第46号）
 - 1 改正内容
施行期日について規定の整備を行います。（附則第 1項関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
-

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第76号）

1 改正内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）等の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条及び別記様式関係）

2 施行期日

令和 3年 8月 1日から施行します。

名古屋市プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第44号

名古屋市プール条例の一部を改正する条例

名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表名古屋市名城プールの項を削る。

第3条第1項中「、名古屋市名城プール」を削る。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第45号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条の6第1項第2号中「第2条第18号」を「第2条第20号」に改める。
別表第1に次のように加える。

千音寺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画千音寺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
緑笹塚地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画緑笹塚地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

千音寺地	第1	用途の制限	1	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票
------	----	-------	---	-----------------------

区整備計画区域	地区	券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 ホテル又は旅館 4 畜舎
	敷地面積の最低限度	500 平方メートル
	緑化率の最低限度	10分の 1.5
第 2 地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 ホテル又は旅館 4 畜舎
	敷地面積の最低限度	500 平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は 2 メートル以上であること。
	高さの最高限度	1 20メートル 2 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離に 1.5 分の 1 を乗じて得たものに 7.5 メートルを加えた数値
	緑化率の最低限度	10分の 1.5
第 3 地区	敷地面積の最低限度	500 平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は 2 メートル以上であること。
	高さの最高	1 20メートル

		限度	2 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離に1.5分の1を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値
		緑化率の最低限度	10分の1.5
	第4地区	敷地面積の最低限度	500平方メートル
		緑化率の最低限度	10分の1.5
緑笹塚地区整備計画区域	低層住宅地区	敷地面積の最低限度	130平方メートル
		壁面の位置の制限	<p>外壁等の面から都市計画道路3・4・179熊野豊明線の境界線までの距離は1メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>
		緑化率の最低限度	10分の1.5（都市計画道路3・4・179熊野豊明線から20メートル以内の地域に限る。）
	沿道地区	緑化率の最低限度	10分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第46号

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第76号

名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成 9年名古屋市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 4号中「第12条第 2項」を「第12条第 4項」に改め、同条第 6号中「第13条第 3項」を「第13条第 4項」に改め、同条第 8号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同条第12号中「第39条第 4項」を「第39条第 6項」に改め、同条第13号中「第 1条の 5第 1項」を「第 2条の 3第 1項」に改め、同条第14号中「第 1条の 6第 1項」を「第 2条の 4第 1項」に改める。

別記様式中「第14条^{第 1項}_{第13項}」を「第14条^{第 1項}_{第15項}」に改める。

附 則

この規則は、令和 3年 8月 1日から施行する。

名古屋市告示第 375号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 3年 7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）
又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「
定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5
号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住
宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日か
ら起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2
の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、その
うち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者と
して住宅条例第 5条第 2項で定める者にあつては 5年）を経過しないも
のでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、
各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 3年 7月27日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36
号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と
いう。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 3年 7月27日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午
後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 3年 7月27日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日
まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00
分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 3年 8月 6日（金）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下3階
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 3年 8月 6日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 3年 8月10日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 3年 8月 7日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 117戸

事故住宅 3戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 21戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害によ

- り障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
 - (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
 - (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
 - (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第

2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 3年 8月 6日 (金)の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 3年 8月 6日 (金) 午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 3年 8月10日 (火) 午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分 (木曜日にあつては、午後 7時00分) まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 3年 8月 7日 (土) 午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 33戸

事故住宅 2戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 376号

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の臨時開館について

松ケ島における健康づくり事業を実施するため、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）第 2条第 2項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

令和 3年 7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島

2 臨時に開館する期日

令和 3年 7月21日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確認することができないので、同法第13条第1項後段の規定により公告する。

令和3年7月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 講ずべき措置の内容

名古屋市北区辻町二丁目26番地において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格容量	製造者	型式認可番号	製造年月	台数	総重量
ネオン変圧器	120VA	松下電器産業株式会社	61-2024	昭和46年 2月	2台	12.89 kg

2 措置の期限

令和3年8月17日

3 市長による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、市長が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課